

令和2年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和2年12月14日(月) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 3時40分

場所 第7委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長
萩原一寿副委員長
逢澤圭一郎委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、神尾高善委員、
宮崎栄治郎委員、八子朋弘委員、岡重夫委員、辻浩司委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

塩川修公安委員長、高木紳一郎警察本部長、山本淳総務部長、
小柳津明警務部長、古田土等生活安全部長、作田隆志地域部長、
高橋俊章刑事部長、関口啓一交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、
近藤勝彦監察官室長、小川英規刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、
石井堅次警務課長、長嶋浩之生活安全部参事官、小笠原正男地域部参事官、
結城弘運転免許本部長、高橋正広警備部参事官、相原浩哉警備部参事官、
奥勝宏総務課長、利根田久雄会計課長、山崎保之厚生課長、
榊原範人生活安全総務課長、鎌田政由喜人身安全対策課長、村越俊文少年課長、
新井智美保安課長、川邊守サイバー犯罪対策課長、齋藤正土地域総務課長、
石毛和浩通信指令課長、中川広康刑事総務課長、赤星誠組織犯罪対策課長、
小倉悦男交通総務課長、市川弘明交通指導課長、市川光浩交通規制課長、
熊谷嘉弘運転免許課長、高田志保公安第一課長、千種寿代警備課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、江田浩之危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長
鈴木郁夫化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第129号	指定管理者の指定について(埼玉県防災学習センター)	原案可決
議第32号	埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	原案可決
議第33号	埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	否決

2 請願

なし

報告事項

- ・埼玉県地域防災計画の修正について
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた警備諸対策について

【知事提出議案に対する質疑】

逢澤委員

- 1 今回の申請団体数は共同事業体1団体ということで、1団体の応募では競争にはならないが、どのように審査を行ったのか。
- 2 募集に当たり、申請者を増やすために何か取り組んだのか。

危機管理課長

- 1 1団体の申請であったため、相対的な評価というのはできなかった。そのため、審査に当たり、行政サービスとして適切な水準を満たしているかどうかを絶対的な評価という視点で審査した。委員会で審査いただき、その結果、全ての審査項目について県のガイドラインで定めている必要な基準6割、満点が500点であるため300点が基準となるが、これを超える385点であった。
- 2 5年前、前回の応募においても1団体しか応募がなかったことがあり、増やす取組をしなくてはいけないということで、取り組んだ。まず、公募の手續について、今年度募集する全ての団体に対し、改革推進課でまとめて広報・PRをしている。ただ、当然それだけでは足りないと認識しており、幅広く応募いただけるよう、いわゆる業界団体、施設運営を行う事業者団体として約50社加盟している一般社団法人指定管理者協会、そのほかに、展示の設計や製作の業界団体であり約800社加盟している一般社団法人日本ディスプレイ業団体連合会に直接連絡を取り、会員への周知をお願いしたところ、快く了解いただいた。県から公募要項を送付し、業界団体のホームページに載せていただくとともに、会員各社にメールを送っていただいた。このような形で働き掛けを行った。また、前回は募集期間が1か月しかなかったが、今回は延長し、募集期間を2か月間とした。
そのような取組をしたが、現地説明会の段階では2団体の参加があったものの、結果的に応募は1団体であったという状況である。

逢澤委員

丹青社・サイオー共同事業体の選定理由の説明があったが、申請者から具体的にどのような提案があり、どのような点を評価したのか。

危機管理課長

評価された点は、積極的に利用者を増加させる提案があったことである。具体的には、県内の小学生40万人弱を対象にイベントチラシを積極的に配布していくこと、さきたま古墳群・環境科学国際センターといった近隣施設と連携し、相互に利用者増を図るような取組が提案されたこと、また、イベントとして、県内で活動している東日本大震災の復興支援に取り組んでいる学生グループを集め、震災復興に係るセミナーを開催するなど、様々な取組があったことが評価された。そのほか、若者向けのSNSの活用がある。コロナ禍で、どうしても来館しづらいという現状があるため、ZOOMを使ったりリモート講演会や動画の配信といった取組についても提案があった。

丹青社については、これまでも実績があることに加え、名古屋市の防災センターなどの他の施設でも実績がある。サイオーについても、さいたま文学館をはじめとする公共施設での管理実績があり、これら进行评估した。

立石委員

コロナ対策についても少し説明があったが、昨年の実績と今年の実績は大きく違うと思うが、現段階での利用者数はどれくらいか。また、コロナ禍における対応策について、積極的に提案があったのか。

危機管理課長

昨年度も今年度も目標7万人を掲げていたが、今年度は休館等もあり利用者数は低迷している状況である。直近の状況は、11月末時点で9,502人となっている。6月、7月は非常に低迷していたが、少し感染が収まってきた秋口以降に増えてきた。しかし、その後また感染が拡大している状況であり、団体のキャンセルも続いており、今後の利用についても不透明な状況である。

コロナ禍における対応策について、オンライン講演会をしっかりと行っていきたいという提案があった。また、イベント等についても、当館敷地内の屋外で実施していきたいという提案があった。さらに、来館できない方に対しても、動画で防災学習の発信をしていくとの提案があった。

立石委員

今年はコロナ禍において休館した状況があったが、その影響で事業費が減額となることは考えられるか。

危機管理課長

人件費は、通年で雇用している状況もあり、大きな変更はない。事業費は、イベントがなかったこともあり、減少している部分もあろうかと思う。一方、コロナ対策ということで、様々な物品の購入や動画等作成のための機材の購入で逆に経費がかかった部分もある。最終的には、それらを調整しながら、どの程度必要であったのか精査した上で検討させていただくが、現時点では大きな変更は見込まれないと想定している。今後の感染動向も踏まえ、精査していきたい。

宮崎委員

5年間で7,980万円とのことだが、5年間で同じ展示物、同じような形でやっていくというのではなく、様々な工夫を交えながら、その時々が必要に応じて展示の工夫や広報の工夫が行われると思うが、展示の更新期は指定管理者に任せているのか。そうではなく、1年間でどこが整備され、新しいものを取り入れているのかなど、そのチェックを誰がどのように行っているのか、それとも丸投げなのか。やはり、リピーターがいつも新鮮な目でいられるよう、どのようにしているのか。

危機管理課長

施設の更新について、防災学習センターは平成6年に設置され、老朽化が相当進んでいたという状況があった。このため、平成29年度に大規模な改修の予算を認めていただき、相当なりリニューアルが図られたことで利用者増にもつながったと考えている。現在は、そのリニューアル効果で増えた利用者を減らさないよう、昨年度まで積極的に取り組んできたという状況である。まずは、そこをしっかりと行っていくことが重要であると思っている。併せて、展示そのもの以外に、企画スペースというものがあり、定期的に様々な企画を行

うことでリピーターの方に関心を持っていただけるような取組を行っている。例えば、今後、渋沢栄一が大河ドラマにも取り上げられるが、そういったものを活用し、防災と関連付けながら幅広く興味を持っていただけるような展示・取組についての提案もあった。

宮崎委員

それは、指定管理者が抱えるスタッフが、そのような事業を確認しながら、5年間の中で、リピーターに何度も訪れていただけるような仕組みを作っているということで理解してよいか。

危機管理課長

定期的に指定管理者と県が相互に協議しながら管理運営を進めている。具体的には、年4回モニタリングで施設に伺い、今後の館の運営の在り方や問題点、魅力的な展示についてなどを含めて意見交換、あるいは、県の方針として必要なことについては県から指示しながら魅力的な館運営となるよう努力している。

神尾委員

- 1 過去5年間の入場者数の推移について伺う。
- 2 選定委員は前回と同じであるのか。

危機管理課長

- 1 今年度は11月末で9,502人、令和元年度は64,225人、平成30年度は71,356人、平成29年度は47,163人、平成28年度は58,519人である。なお、令和元年度は2月29日から3月31日までコロナによる休館、平成29年度は12月1日から3月20日まで展示リニューアルの関係で休館となっている。
- 2 選定委員については、基本的には前回と異なる方を委員としてお願いしている。今回の委員のうち、田中緑委員については前回もお願いしているが、そのほかの委員は全員異なる。

神尾委員

- 1 採点に当たり、基準点が300点で審査項目の中で一番重みを持っているのが、「効果的な運営・事業展開（利用客の一層の確保等）」で200点である。審査項目が7項目書かれているが、何に対して何点なのか、より詳細な配点が分からない。審査員全員が500点ずつ持っているのか、それとも5分の1ずつなのか。
- 2 審査項目の1項目目に「基本的事項」とあるが、どのような点が基本的事項なのか分からない。点数が50点満点で41点であったというだけである。要するに、500点中300点取れていて、基準点を満たしているから大丈夫であるという資料であり、私たちが審査できる資料になっていない。もう少し審査項目について詳しい資料がなければ、前回も1団体、今回も1団体であり、なれ合いがあるのではないかと考えてしまう。安心して指定管理者として運営してもらえるのかを審査できる資料になっていないが、詳細な資料は提供されるのか。

危機管理課長

- 1 採点について、500点満点でそれぞれの項目に配分した上で、それぞれの委員が一人100点で採点している。

2 委員は前回から変更されており、それぞれの委員が独立して採点している。これが適正かと言われると、相対評価ではないという点で難しいところもあるが、それぞれの委員が独立して採点していただいたと理解している。資料として不十分な点については、後ほど提供させていただければと考えている。

委員長

執行部においては、委員会終了後、速やかに資料の提出をお願いする。

神尾委員

一人100点とのことであったが、審査員が6人であるので、合計600点ではないか。

危機管理課長

当日、公立小学校校長会の副会長である吉田委員が、急きょ学校用務で欠席となったため、5人での採点となった。

神尾委員

委員会は遊びではない。税金を使って管理し、子供たちが防災学習を行う大切な施設、防災学習センターの指定管理者について審査している。6人の選定委員のうち1人欠席であったならば、先に説明すべきである。1者だからこそ大事に審査し、常任委員会の委員に適切に説明するため、この団体が候補者となった理由が分かる資料を示すべきであり、この報告書では納得がいかない。委員会が終わった後で詳細な資料が提出されても意味がないと思う。本日の説明内容と、提出されている資料とで明らかに相違があり、それを説明していない点についてどう考えるか。

危機管理課長

丁寧な説明がなかったことについて、大変申し訳なかった。審査選定委員会の設置要綱により、定足数を満たした上で審査を実施したが、細かな説明を行わなかったという点について、不十分であった。

危機管理部長

説明が不十分であり、大変申し訳なかった。今後十分に気を付ける。

村岡委員

神尾委員の言われたことは、大事な指摘であると思う。同様の指定管理者の議案は、今定例会でも、またこれまでも相当数出ており、審査資料については、大体この程度であった。それを認めてきた議員の側にも責任はある。もし、これ以上の審査項目の詳細を資料として出してもらおうということであれば、全ての指定管理者の審査で同じことが言えると思うので、今後指定管理者の審査において、もう少し詳細な資料を提出するようにと議会運営委員会が何かで論議してもらった方がいいかもしれない。これは、一応意見として言っておく。資料は後ほど提出してもらい、今は採決を進めた方がいい。(意見)

【付託議案に対する討論】

なし

【議員提出議案に対する質疑（議第32号議案関係）】

小久保委員

- 1 近年、最新技術を使用した様々な卑わいな行為がある。例えば、iPhoneの機能を使用した「AirDrop痴漢」は卑わいな行為の例示として、今回の条例に明記しないのか。
- 2 盗撮行為の規制場所を拡大しているが、例えばタクシー内の映像を防犯等の観点から撮影することもあると思うが、これは今回の条例の規制対象にはならないということではないか。

藤井議員

- 1 そのような卑わいな行為は、本条例案の第2条の2第2項第2号で規制することができると思う。確かに、自民党県議団のプロジェクトチームにおいても、AirDrop痴漢などを条例に明記するべきではないかという意見もあった。しかし、そういったものは時代とともに変化していくものであり、詳細に規定すると、その都度条例を改正しなくてはいけなくなることから、ある程度は汎用的な規定にした方がいいと考えた。
- 2 条例で規制対象となるのは、通常衣服等で覆われている下着又は身体を写真機等を用いて撮影することであり、防犯目的のドライブレコーダーによる撮影は条例の規制対象には当たらないと考える。

小久保委員

再度、AirDrop関連で質問する。今後、5Gが普及して技術が更に進歩していくことは間違いない。同時に、その技術を悪用した犯罪も増加が予想される。本条例案の第2条の2第2項第2号では、前後に掲げるもののほかに、卑わいな言動することとして、やや抽象的な記載となっているが、現時点では開発されていない技術を用いた卑わいな言動や行為にも幅広く適用されるという解釈でよいのか。

藤井議員

新たな手段で卑わいな行為を行った場合は、本条例案の第2条の2第2項第2号で規制することができると思う。

八子委員

本条例案の第2条の2第2項第2号では、卑わいな言動が規定され、第2条の2第1項第2号には、のぞき見が規定されているが、のぞき見は卑わいな言動に含まれるのではないのか。あえてのぞき見の規定を設けた理由は何か。

藤井議員

第2条の2第2項第2号の卑わいな言動で規制できるのは、公共の場所又は公共の乗物における行為となっている。第2条の2第1項では、口の「公共の場所又は公共の乗物」に加え、イの「通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所」、ハの「不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物」にいる人に対するのぞき行為も規制している。盗撮行為とのぞき行為の違いは、写真機などを用いているかないかという違いであるため、非常に似ている。よって、のぞき行為も盗撮行為と同様に規制するべきと考えた。

八子委員

のぞき見は軽犯罪法の窃視罪で処罰できるのではないかと思うが、あえて本条例案で規定したのはなぜか。

藤井議員

確かに軽犯罪法において規制される。しかし、罰則が、拘留又は科料であり、被害者が受ける精神的苦痛などを考慮すると軽すぎると考える。よって、のぞき行為も盗撮行為と同様に条例で規制すべきである。

辻委員

- 1 両案の主要な改正のポイントはかなり近い部分もある。また、それぞれの案に良い部分があり、どちらかを選択するのは難しいと感じている。両案の良い部分を折衷し、県民とりわけ迷惑行為で苦しむ方々にとって、一番良い案を提案するということがよかったのではないかと思う。そこで、本条例案を提出するに当たり、両会派での共同提案や一本化の話は行わなかったのか。
- 2 盗撮等に係る規制場所の対象範囲を拡大することについて、現行条文では公共の場所又は公共の乗物に限定されていたが、改正案では、これに加え、私的な領域にまで広がったことにより、乱用の危険性もある。したがって、定義を明確にする必要があると思うが、今回の改正案で想定される場所について伺う。例えば、不特定多数が出入りするが、入場料を支払う遊園地や映画館は、公共の場所と解されるのか、不特定多数が出入りする場所と解されるのか。

藤井議員

- 1 自由民主党県議団は、2月定例会の開会中にプロジェクトチームを設置し、検討を進めてきた。無所属県民会議から具体的な話があったときには、既に検討を開始した後であったため、各々がより良い条例を検討し、議会において議論すればよいと考えた。
- 2 この条例の目的は県民生活の平穩の保持である。平穩な生活を脅かす盗撮行為の規制場所を拡大することにより、規制場所が健全な場所に保たれるため、今回の改正はこの目的に合致していると考ええる。また、盗撮行為の規制対象として条例に規定した場所は、全国の都道府県の条例を踏まえており、過度な権力の介入には当たらないと考える。また、有料の遊園地等の施設については、様々な場合が考えられる。個別の事案によるが、一般論として答弁すると、遊園地の中は不特定多数が出入りする場所に当たるかもしれないが、その中のトイレについてはどうかという議論もある。それぞれの事案で、捜査機関が状況を明確に確認し、最終的には裁判等で判断されるものと考ええる。

村岡委員

- 1 第1条の目的で、「県民生活の平穩の保持」とあるが、埼玉県内に一時的に滞在していた場合や、何らかの交通手段で通過している時に迷惑行為の被害に遭った場合、被害者は県民生活の県民に含まれるのか。議第33号議案では、滞在者という言葉は補完しているが、その必要はなかったのか。
- 2 第2条の2第1項第1号で、「撮影する目的で写真機等を向け」とあるが、この「目的」を持っているか否かを、誰が何を根拠に判断するのか。
- 3 第2条の2第1項第1号のハは、趣味の教室や学習塾等も対象になるのか。

- 4 第2条の2第1項第2号で、「衣服等透かして見ることができる機器を用いて見ること」とあるが、具体的にどのような機器を指すのか。
- 5 第2条の2に新たに第2項を起し、第1号で「衣服等の上から又は直接人の身体に触れること」を特出しした理由は何か。

藤井議員

- 1 この条例は、埼玉県内の区域内において効力を有する。したがって、この条例の規定、保護の対象となるのは、県民に限らず、埼玉県内の滞在者、通過者全てである。現行条例の逐条解説にも明記されている。また、執行部にも確認し、滞在者という文言を明記していない現行条例においても、運用上の問題は生じていないと聞いている。このことから、この部分については改正する必要はないと考えている。
- 2 撮影する目的を持っているか否かは、捜査機関の逮捕時や送検時には、犯人の供述や目撃者の証言などに基づく客観的な判断、起訴後の公判時には、司法の判断となる。一般論では、偶然カメラが向いてしまったというだけでは、撮影をするという目的を持っているという判断にはならないと考えるが、最終的には現場の状況等も踏まえ総合的に判断されると考える。
- 3 趣味の教室等は、第1号のハの学校には当たらないと考える。一般的には、ハの「不特定多数又は多数の者が利用する場所」に当たり、規制の対象になると考えられる。
- 4 透視機能を有する写真機などを指している。例えば、赤外線フィルターなどを使用した透視機能付きカメラは、比較的生地の薄い陸上競技用ユニフォームや水着を透かして見ることができるため、そのような機器を指している。
- 5 現行条例でも、衣服の上から又は直接人の身体に触れるような痴漢行為は規定している。具体的には、現行条例の第2条第4項で公共の場所や公共の乗物おける痴漢行為や盗撮行為など卑わいな行為を規制している。今回の改正は主に盗撮行為の規制場所を拡大するもので、盗撮行為を含めた卑わいな行為を規定する第2条第4項をそのまま残して改正すると、第2条第4項の規定が分かりにくくなるため、第2条第4項を削除し、新たに第2条の2を新設することとした。

村岡委員

衣服の上から直接触れるという行為は、迷惑行為の中でも一番悪質な行為であると思うので、第2条の2の冒頭など、条例の構成としてもっと前に記載するべきであると思うがどうか。

藤井議員

言い換えれば、盗撮行為よりも痴漢行為の方が重たいのではないかと、という御指摘かと思う。私どもは、盗撮行為及び盗撮の準備行為が最も規制するべきと考え、それら行為の罰則を強化していこうと考えた。盗撮された記録が半永久的に残ってしまうことや、SNS等で拡散する可能性があること、また、個人を特定することができることから、被害者への影響がより深刻であることを鑑みて、このような構成とした。

【議員提出議案に対する質疑（議第33号議案関係）】

村岡委員

- 1 第2条の2に、「又は人に不安を覚えさせるような方法で」とある。「行為」ではなく

「方法」とした理由を伺う。

- 2 「異性の客」を「客」に改める必要性について伺う。現実としてどのくらいそのような事例があり、この提案に至ったのかを改めて伺う。
- 3 議第32号議案には、「撮影」と区別して「のぞき見」という規定がある。提案者として、のぞき見をあえて特出しする必要がないという考えの一番の根拠は何か。

松坂議員

- 1 ここに新しく明示した、「機器の差し向け」や「設置」という目的を達成するための計画的な操作・手段に当たるため、「方法」という言葉を用いた。私共のプロジェクトチームでも議論したが、これが一番適切で分かりやすいということとなった。各号に掲げられる卑わいな言動を示すべく、次の各号に掲げる行為をしてはならないという文脈にもつながるため、この表現が妥当という結論に至った。

井上議員

- 2 会派でも確認したが、現状では「異性の客」となっていることが理由での不利益は生じていないとのことである。しかし一方で、多様な性の在り方等を鑑みた場合、異性に限定すべきではないという観点から、この度改正を行うこととした。
- 3 提案説明で説明したとおりであるが、一つは「卑わいな行為」に含まれるという点、加えて、軽犯罪法との重複を避け、また先ほど紹介した学説でも、私的空間への介入に関して慎重であるべきといった考え方があることから、今回は特出しを見送った。

辻委員

- 1 条例案の提案に至るプロセスの中で、両会派で一本化や共同提案の協議等はしたのか。
- 2 規制場所の拡大について、料金を支払えば誰でも入ることのできる遊園地や映画館は、「公共の場所」と「不特定多数が利用し出入りする場所」のどちらに含まれるのか。

松坂議員

- 1 提案理由で説明したとおり、昨年暮れから民間企業から相談をいただいております、3月から様々な調査を行っていた。自民党の話も伺いながら、できれば一本化がよいのではないかと議論もあったが、合意に至らなかった。しかしながら、県民及び滞在者の平穏な生活を守るために必要な条例であり、当方が提案した部分も含めて可決成立させていきたいと考えている。
- 2 「不特定多数が出入りする場所」と解している。

逢澤委員

執行部に確認する。議第32号議案ののぞき行為の規制場所が第2条の2第1項第1号イからハまで掲げる場所と明記されたことで、のぞき行為の規制場所が拡大されたと私は認識しているが、執行部も同様の認識でよいか。

生活安全部長

議第32号議案については、逢澤委員の発言のとおりと認識している。県警察としては、議第32号議案と議第33号議案のどちらが成立しても施行までの準備をしっかりと行い、改正後の条例の適切な運用に努めていきたいと考えている。

【議員提出議案に対する討論】

八子委員

無所属県民会議を代表して、議第33号議案に賛成の立場で討論をする。

現行の条例では民間企業の更衣室で行われる盗撮行為等、悪質・巧妙化する盗撮犯罪を取り締まることができず、一日も早い条例改正が望まれている。そのような背景の下、無所属県民会議の改正案では他府県の例にもあるように目的の中に県民のみならず滞在者を加えることにより、「誰の生活の平穏を守るための条例か」という目的をより明確にした。そして一番の課題であった盗撮行為等の規制場所においても、公共の場所または公共の乗り物に限定せず、県民及び滞在者の日常生活にける全ての範囲が幅広く適用されるように改正している。また、昨今の社会情勢に鑑み、不当な客引き行為等の禁止に関し、「異性の客へのもてなし」を「客のもてなし」としたことも特徴の一つである。

本改正案により、これまで取り締まることができなかった盗撮犯罪に対処できるようになり、かつ罰則の強化により他県との差もなくなり、犯罪の抑止効果も期待できる。

本条例が早期に改正されることにより、盗撮等の迷惑行為が県内から根絶されることを期待し、賛成の討論とする。

神尾委員

議第32号議案「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から発言する。条例を改正するに当たっては、現行法制度では対応できない問題が生じているなどの条例改正を必要とする事案、いわゆる「立法事実」が必要である。このため、我が会派では、プロジェクトチームにおいて、立法事実をしっかりと整理した上で、条例改正の必要性を十分に検討した。我が会派が提案した条例案は、立法事実を踏まえて、盗撮行為、盗撮の準備行為及びのぞき行為を規制するために必要十分な改正内容になっていると考えている。

村岡委員

議第33号議案に対する賛成討論を行う。提案者の説明のとおり、スマートフォン等の普及で盗撮行為等が増加し、インターネット上に流出するなど極めて憂慮すべき状況である。全国の都道府県では既にこれらを防止するための条例改正が進んでおり、近県では茨城県、千葉県、神奈川県等で改正が行われている。しかも、三県とも全会一致で可決している。しかしながら、本県議会には、ほぼ同様と言える改正案が2会派から提案された。なぜ一本化して共同提案できなかったのか残念である。その上で、盗撮行為等の卑わいな行為を禁止する条例改正は社会の要請であり、必要と考える。なお、本条例は社会と人権に大きく関わることから、慎重な運用を付言して賛成討論とする。